

令和6年11月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第8号

令和6年11月27日(水)午後1時30分

市役所4階 会議室41・42・43

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について
  - 議案第5号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について
  - 議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
  - 議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地(非農地)の農地台帳からの除外について
- 5 その他
- 6 閉会

○出席委員

農業委員(18名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、坂本秀文委員、小林真一委員、高橋直樹委員  
春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、市川壽善委員  
芋川一浩委員、丸山和広委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員  
竹前博文委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(17名)

小林剛委員、中山喜正委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、竹内久委員  
高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、霜鳥明彦委員、風間伸一委員  
小林和夫委員、堀米義徳委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員  
北澤公司委員、高山弥委員

○欠席委員

大澤操委員、土屋稔委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	小林 雄一
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	池田 翔大

(開会)  
事務局 (小林局長)

(午後 1 時 30 分)

皆様お疲れさまでございます。ただ今から令和 6 年 11 月総会をはじめさせていただきます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに設定願います。それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 18 名、推進委員 17 名中 17 名であります。

農業委員、9 番 大澤操委員、17 番 土屋稔委員からは欠席の連絡がありました。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 18 番 関 紀子委員、19 番 山田 喜英委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。

該当なしであります。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、木島平村、〇〇〇〇、小田中、〇〇〇〇、小田中〇〇〇〇、外 1 筆、総面積 1974 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 2 番、笠原、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、笠原〇〇〇〇、558 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、笠原、〇〇〇〇、吉田、〇〇〇〇、笠原〇〇〇〇、428 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 4 番、赤岩、〇〇〇〇、越、〇〇〇〇、越〇〇〇〇、790 平方メートル、経営規模拡大のため

番号5番、大俣、〇〇〇〇、大俣、〇〇〇〇、大俣〇〇〇〇、外13筆、総面積 9842 平方メートル、後継者への経営移譲

番号6番、桜沢、〇〇〇〇、桜沢、〇〇〇〇、桜沢〇〇〇〇、42 平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、田麦、〇〇〇〇、松本市、〇〇〇〇、大俣〇〇〇〇、外1筆、総面積 2677 平方メートル、経営規模拡大のため

番号8番、三ツ和、〇〇〇〇、金井、〇〇〇〇、金井〇〇〇〇、外2筆、総面積 2404 平方メートル、経営規模拡大のため

番号9番、更科、〇〇〇〇、更科、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、1217 平方メートル、経営規模拡大のため

番号10番、更科、〇〇〇〇、更科、〇〇〇〇、更科〇〇〇〇、448 平方メートル、経営規模拡大のため

番号11番、中野、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、外1名、中野〇〇〇〇、外1筆、総面積 1702 平方メートル、経営規模拡大のため

番号12番、木島平村、〇〇〇〇、西条、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、259 平方メートル、経営規模拡大のため

番号13番、木島平村、〇〇〇〇、西条、〇〇〇〇、西条〇〇〇〇、543 平方メートル、経営規模拡大のため

番号14番、豊津、〇〇〇〇、永江、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、482 平方メートル、経営規模拡大のため

以上、番号1番から14番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可すること

に決しました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

番号1番 申請者：〇〇〇〇

申請地：中野〇〇〇〇、畑、面積 419 平方メートル

申請内容：共同住宅 敷地

申請理由：隣接地の共同住宅の老朽化に伴い建替えるが、申請地を駐車場敷地としたい。 3種農地

以上、説明した申請地ですが、共有名義の土地となっており申請者所有分の転用申請になります。

この後、5条申請で使用権貸借の申請がありますのでご承知おきください。 説明は以上です。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第2号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 金井、〇〇〇〇、竹原、〇〇〇〇、竹原〇〇〇〇、畑、376 平方メートル、住宅 敷地

現在アパート住まいであるが、将来のことを考え、当該地を使用貸借し住宅を建築したい。 2種農地

番号2番 野沢温泉村、〇〇〇〇、間長瀬、〇〇〇〇、ほか1名、間長瀬〇〇〇〇、田、外1筆、総面積 122 平方メートル

住宅 敷地、野沢温泉村で民宿を経営していたが高齢で廃業する。これを機に申請地を取得し住宅を新築したい。

2種農地

番号3番 竹原、〇〇〇〇、七瀬、〇〇〇〇、七瀬〇〇〇〇、畑、ほか3筆、総面積 1359 平方メートル

特定建築条件付土地 敷地、申請地を取得し特定建築条件付土地として6区画の住宅地としたい。 2種農地

番号4番 小田中、〇〇〇〇、小田中、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、畑、419平方メートル、共同住宅 敷地  
隣接地の共同住宅の老朽化に伴い建替えるが、申請地を使用貸借し駐車場敷地としたい。 3種農地

番号5番 壁田、〇〇〇〇、壁田、〇〇〇〇、壁田〇〇〇〇、畑、135平方メートル、住宅 敷地  
現在家族4人で祖父と同居しているが申請地を使用貸借し住宅を建築したい。 2種農地

以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第3号について原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第3号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。 議案第4号について原案のとおり決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第4号は原案のとおり決定することに決しました。

次に議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第5号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について  
（説明）

以上については、経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、農地の全てを効率的に利用出来ると見込まれることから、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第5号について意見なしと決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第5号については意見なしと決定することに決しました。

次に議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る意見について  
（説明）

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第6号について、適とすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります、よって議案第6号については、適とすることに決しました。

次に議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外に関する取消についてを議題とします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（池田主事）

議案第7号 農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外に関する取消について  
（説明）

以上です。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言願います。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第7号について、原案のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外に関する取消をすることに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第7号は、原案のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地（非農地）の農地台帳からの除外に関する取消をすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は以上となります  
事務局へお返しします。

事務局（小林局長）

増田会長お疲れ様でした。つづいて日程5 その他に入ります。

(説明)

全体を含めて何かありましたらお願いします。  
ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を  
閉会といたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)